



新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 日

新座市長

並木 傑

新座市条例第 1 号

新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の 1 か月当たりの平均額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の 1 か月当たりの平均額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の 1 か月当たりの平均額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の 1 か月当たりの平均額に、6 月に支給する場合に</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の 1 か月当たりの平均額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の 1 か月当たりの平均額に <u>100 分の 105</u> を乗じ</p>

<p>においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>て得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 [略]</p>
---	---------------------------------------

第2条 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第9条 [略] 2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略] 3・4 [略]</p> <p>(勤勉手当) 第10条 [略] 2 勤勉手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当) 第9条 [略] 2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略] 3・4 [略]</p> <p>(勤勉手当) 第10条 [略] 2 勤勉手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、新条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。